

「広報さんじょう」 広告募集要項

1 広告区分・規格・掲載料等

各広告の区分、規格及び枠を広告主へ販売する際の掲載料等は次のとおりとする。
加えて、区分 5 は、区分 3 の規格で 2 枠又は区分 4 の規格で 1 枠を別売りすることができる。

ただし、掲載料は、上記の別売り又は広告主による連続購入により割引する場合などはこの限りではない。

また、刷り色はいずれも 4 色とする。

広告区分	広告規格	掲載ページ	各号当たりの枠数	1 回の掲載料
1	縦 4.5cm×横 8 cm	みんなのひろば 情報ページ	区分 1 の規格で合計 12 枠とし、区分 2 は区分 1 の 2 枠分とする。	20,000 円
2	縦 4.5cm×横 16 cm			40,000 円
3	縦 4.5cm×横 8 cm	裏表紙	区分 3 の規格で合計 2 枠とし、区分 4 は区分 3 の 2 枠分とする。	25,000 円
4	縦 4.5cm×横 16 cm			50,000 円
5	縦 21.5cm×横 19cm		1 枠	250,000 円

※掲載料は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とする。

2 広告代理店

市と有料広告掲載枠に係る売買契約を締結した広告代理業務を行う者（以下「代理店」という。）があるときは、各広告に係る手続及び支払は代理店を通して行うものとする。

また、代理店に対する「広報さんじょう」有料広告掲載枠の売買金額は、市長が別に定める額とする。

3 広告掲載までの手順

(1) 申込み

ア 提出書類

「広報さんじょう」有料広告掲載申込書に掲載する広告の見本（PDF）を添えて、郵送又はメール等により政策推進課広報広聴係へ提出すること。

イ 掲載できる件数

掲載できる同一広告の数は、「広報さんじょう」1 号につき 1 件のみとする。

ウ 申込期限

広告掲載を希望する「広報さんじょう」の発行日のおおよそ 50 日前とする。

(2) 審査

三条市税納付状況調査による広告主の三条市税未滞納の確認並びに広告の見本を「三条市広告掲載取扱要綱」及び「三条市広告掲載の基本的な考え方」による審査により、掲載の可否を決定する。

(3) 抽選等

募集枠数を超えて応募があった場合は、原則として掲載回数の多い方を優先する。回数が同じ場合は、次の優先順位により決定する。

なお、同一の優先順位となった場合、当該申込みに係る掲載料の高い方を優先する。

広告の種類による掲載の優先順位表

順位	広告主
1	前回の申込時に募集超過により、掲載できなかった者
2	国、地方公共団体、公団、公社、公益法人その他の非営利法人
3	民間企業のうち電気、ガス、公共交通、医療、教育、文化、報道その他の公共性を有する企業
4	順位3の規定に該当しない企業等で、市内に事業所を有する民間企業又は自営業者
5	順位1から4までに掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの
6	前回の申込時に1回以上広告を掲載した者

(4) 広告の電子データの作成と入稿

広告の掲載が決定した際は、広告の電子データを次のとおり作成し、指定された期日までに政策推進課広報広聴係へ提出すること。

ア Ai、EPS、PDF、TIFF、JPG、PSD のいずれかの形式で、実寸で 300dpi 以上のファイルの電子データを提出すること。なお、Ai、EPS、PSD のいずれかの形式で提出する場合は、PDF 又は JPG の形式に変換したファイルの電子データも併せて提出すること。

イ カラーは CMYK（シアン、マゼンタ、イエロー、ブラック）で、天地左右それぞれ 3mm の塗り足しをつけて作成すること。

ウ 文字データ（フォント）はアウトライン化すること。

エ 外枠から 5mm 以内に文字を入れない。

オ 2MB を超えるサイズのファイルを添付したメールは受け取ることができないことから、データのサイズが大きい場合は、2MB 以下に圧縮するなどして送付すること。

(5) 広告掲載料の支払

原則として前払とし、広告主は、市又は代理店が指定する期日までに、指定された方法で掲載料を納入すること。

(6) 校正について

校正の連絡があった際には、期日までに確認すること。

4 注意事項

- (1) 「三条市広告掲載取扱要綱」等の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容の変更を依頼することがある。
- (2) 市は、広告の内容や広告掲載に関する全ての事項についての責任は一切負わない。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、代理店及び広告主の責任及び負担において解決すること。
- (3) 次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがある。なお、広告掲載の決定を取消したときは、既に納付した広告掲載料は返還しない。
 - ア 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。
 - イ 掲載料が指定する期日までに納入されないとき。
 - ウ 広告主が、広告掲載の決定後「三条市広告掲載取扱要綱」等の規定に反する業種や事業者となったとき。
- (4) 広報紙の編集等の都合により、掲載できなくなることがある。この場合は、掲載できなかった分の広告掲載料を返還するか、又は次号以降に掲載するかなどについて協議の上決定する。

【担当】

955-8686 三条市旭町 2-3-1

三条市 総務部 政策推進課 広報広聴係

電 話 0256-34-5523

F A X 0256-34-7933

メール seisaku@city.sanjo.niigata.jp